

**横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3170号及び第3171号について**

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 <sup>まつむら</sup>松村 <sup>まさお</sup>雅生）は、本日、次の2件の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

**1 答申の件名**

(1) 「「1 令和4年8月2日付け横浜市こども青少年局長・横浜市総務局コンプライアンス推進室長宛て照会書の起案文書及び当該起案文書の判断の根拠となったすべての行政文書（開示請求者が提出した文書を除く。）」のうちコンプライアンス推進課に係る文書について」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3170号】

(2) 「「1 令和4年8月2日付け横浜市こども青少年局長・横浜市総務局コンプライアンス推進室長宛て照会書の起案文書及び当該起案文書の判断の根拠となったすべての行政文書（開示請求者が提出した文書を除く。）」のうちこども青少年局総務課に係る文書について」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3171号】

**2 諮問までの経過等**

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3170	令和4年10月28日	令和4年11月11日	令和4年11月18日	令和4年12月19日	個人	市長
3171	令和4年10月28日	令和4年11月11日	令和4年11月18日	令和4年12月19日	個人	市長

**3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論**

答申番号	対象行政文書	原処分の内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3170	「「1 令和4年8月2日付け横浜市こども青少年局長・横浜市総務局コンプライアンス推進室長宛て照会書の起案文書及び当該起案文書の判断の根拠となったすべての行政文書（開示請求者が提出した文書を除く。）」のうちコンプライアンス推進課に係る文書について」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>非開示</p> <p><b>不存在</b> （当該請求に係る行政文書は、「令和4年8月2日付け横浜市こども青少年局長・横浜市総務局コンプライアンス推進室長宛て照会書」以外に保有していないため）</p>	原処分妥当

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3171	「「1 令和4年8月2日付け横浜市子ども青少年局長・横浜市総務局コンプライアンス推進室長宛て照会書の起案文書及び当該起案文書の判断の根拠となったすべての行政文書(開示請求者が提出した文書を除く。)」のうち子ども青少年局長総務課に係る文書について」(以下「本件審査請求文書」という。)	非開示  <b>不存在</b> (当該請求に係る行政文書は、「令和4年8月2日付け横浜市子ども青少年局長・横浜市総務局コンプライアンス推進室長宛て照会書」以外に保有していないため)	原処分妥当

#### 4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3170	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b>  横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。一部改正条例による改正前のもの。以下「旧条例」という。)に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《横浜市に送付された文書の対応について》</b>  照会書等については、その内容に係る所管課で対応している。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b>  令和4年8月2日付子ども青少年局長・総務局コンプライアンス推進室長宛て照会書に係る起案文書及びその判断の根拠となった文書である。</p> <p><b>《本件審査請求文書の不存在について》</b>  ア 実施機関に確認したところ次のとおり説明があった。  (ア) 本件照会書によれば市に回答義務はないとのことであるし、軽微な事案であった。  (イ) 本件照会書には回答しないことを、口頭で所属長へ確認した。  (ウ) そのため、本件について作成した文書や保有している文書はない。  イ 本件照会書に対しては文書回答をしていないとのことであるが、そのことについての起案文書等が存在しないという実施機関の主張は、関係規則を踏まえると理解できるものであるし、本件審査請求文書を保有していないという実施機関の説明は、首肯できる。  審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3171	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b>  ※ 答申第3170号と同旨のため省略します。</p> <p><b>《横浜市に送付された文書の対応について》</b>  照会書等については、その内容に係る所管課で対応している。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b>  令和4年8月2日付子ども青少年局長・総務局コンプライアンス推進室長宛て照会書(以下「本件照会書」という。)に係る起案文書及びその判断の根拠となった文書である。</p>

答申 番号	判断の要旨
3171	<p><b>《本件審査請求文書の不存在について》</b></p> <p>ア 実施機関に確認したところ次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件照会書によれば市に回答義務はないとのことであるし、軽微な事案であった。</p> <p>(イ) 本件照会書には回答しないことを、口頭で所属長へ確認した。</p> <p>(ウ) そのため、本件について作成した文書や保有している文書はない。</p> <p>イ 本件照会書に対しては文書回答をしていないとのことであるが、そのことについての起案文書等が存在しないという実施機関の主張は、関係規則を踏まえると理解できるものであるし、本件審査請求文書を保有していないという実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

## 5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（開示請求に対する決定等）

第10条（第1項省略）

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881